一般社団法人銚子青年会議所定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会議所は、一般社団法人銚子青年会議所(英文名 Junior Chamber International Choshi) と称する。

(事務所)

第 2 条 本会議所は、主たる事務所を千葉県銚子市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会議所は、地域社会の正しい発展を図り、会員の指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄 と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

- 第 4 条 本会議所は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。
- 2 本会議所は、これを特定の政党若しくは政治団体のために利 用しない。

(事 業)

- 第 5 条 本会議所は、その目的達成のため次の事業を行う。
 - (1) 青少年育成事業
 - (2) ひとづくり事業
 - (3) 環境事業
 - (4) 街づくり・地域発展事業
 - (5) 地域経済及び文化の向上に関する事業
 - (6)海外貢献事業
 - (7) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所、その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、本会議所の目的の達成に必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第 6 条 本会議所の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員 をもって『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律』(以 下、「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(正会員)

- 第 7 条 正会員は、本会議所の目的に賛同して入会する銚子市 内および近隣市町村に居住又は勤務する20歳以上40歳未 満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者とす る。ただし、年度中に40歳に達しても、当該年度内はその資 格を失わない。
- 2 すでに他の青年会議所の正会員であるものは、本青年会議所 の正会員になることができない。

(替助会員)

第 8 条 賛助会員は、本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は団体で、理事会において承認された者とする。

(入 会)

第 9 条 本会議所の正会員及び賛助会員になろうとするもの は、所定の入会申請書を理事長に提出し、理事会の承認を得な ければならない。

(入会金及び会費)

- 第10条 正会員及び賛助会員は、本会議所の事業活動等において経常的に生じる用に充てるため、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負い、毎年定められた会費を所定の期日までに支払わなければならない。
- 2 支払い方法については別に定める。

(会員の権利及び義務)

第11条 正会員及び賛助会員は、本定款に別に定めるもののほ か本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利 を平等に有する。

2 正会員及び賛助会員は、定款その他の規程を遵守するととも に、本会議所の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(退 会)

- 第12条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、事前 にその旨を書面もって理事長に提出し、理事会の承認を得なけ ればならない。
- 2 本会議所を退会しようとする正会員及び賛助会員は、その年 度内の会費を納入しなければならない。

(休 会)

第13条 やむを得ぬ事由により長期間出席できない正会員は、 理事会の承認を得て休会をすることができる。

(会員資格の喪失)

- 第14条 正会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当す るときは、その資格を失う。
 - (1) 退会したとき
 - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
 - (4) 法人又は団体が解散し又は破産したとき
 - (5) 会費を納入せず、督促後なお会費を3 ヵ月以上納入しないとき
 - (6) 除名されたとき

(除 名)

- 第15条 正会員及び賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総議決権数の4分の3以上の議決を得て、これを除名することができる。
 - (1) 本会議所の定款又は諸規程に違反したとき
 - (2) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的に反す る行為をしたとき
 - (3) 会費納入義務を履行しないとき
 - (4) その他会員として適当でないと認められるとき

- 2 前項の規定により、正会員及び賛助会員を除名しようとする 場合は、当該会員に総会の7日前までに、理由を付して除名を する旨の通知をなし、除名の議決を行う総会において、当該会 員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知 するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第16条 正会員及び賛助会員が第14条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 本会議所は、正会員及び賛助会員がその資格を喪失しても、 既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 役員等

(理事及び監事)

- 第17条 本会議所に次の役員(理事及び監事)を置く。
 - (1) 理事8人以上12人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上4人以内を副理事長、 1人を専務理事とする。
- 3 本会議所の理事は、本会議所の正会員でなければならない。

(選 任)

- 第18条 本会議所の理事は、総会において選任する。ただし、 理事長は、別に定める選挙に関する規則により選出する。
- 2 副理事長及び専務理事を理事会の決議によって理事の中から選出する。
- 3 監事は、理事その他規則で定める職務を兼ねることはできない。

(理事の任期)

第19条 理事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任 された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期 が満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事 の任期は、退任した理事の任期が満了する時までとする。
- 3 理事は第17条第1項に定める定足数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(監事の任期)

- 第20条 監事の任期は、補欠として選任された者を除き、選任 された翌年の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月3 1日に任期が満了する。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事 の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。
- 3 監事は、第17条第1項に定める定足数に足りなくなるとき は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するま で、その職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

- 第21条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会に おいて総議決権数の4分の3 以上の議決を得て、これを解任 することができる。
 - (1)心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき
 - (2)職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 前項第2号の規定により解任しようとする場合は、当該役員 にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会におい て、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(理事の職務権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところに より本会議所の業務の執行を決定する
- 2 理事長は、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、業務を 統轄する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理する。

- 4 専務理事は、一般社団・財団法人法第91 条第1項第2号 の業務執行理事とし、理事長及び副理事長を補佐して業務を総 括するとともに事務局を統轄する。
- 5 理事会は、理事長及び、専務理事以外の理事のなかから、一般社団・財団法人法第91 条第1項第2号の業務執行理事を 選任することができる。
- 6 理事長、専務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業 年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況 を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第23条 監事は、理事の職務執行を監査する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、 又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事会への報告義務)

第24条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為を するおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反 する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅 滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

- 第25条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、 意見を述べなければならない。
- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認める ときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求 があった日から14日以内の日を理事会の日とする理事会の 招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事 会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第26条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この 場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な 事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第27条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他 法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をす るおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著 しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該 行為をやめることを請求することができる。

(直前理事長および顧問)

- 第28条 本会議所に、直前理事長1人を置く。また、顧問2人 若しくは3人を置くことができる。
- 2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。
- 3 顧問は、本会議所の正会員でなければならない。
- 4 顧問は、理事長が推薦し、理事会においてこれを選任する。

(直前理事長および顧問の職務)

- 第29条 直前理事長および顧問の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 直前理事長は、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。
 - (2) 顧問は、本会議所の運営に関する事項について、理事 長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 2 直前理事長および顧問の任期は、第19条の規定を準用する。

(直前理事長および顧問の解任)

第30条 直前理事長および顧問の解任については、第21条の 規定を準用し、総会でこれを行う。

(特別顧問)

- 第31条 本会議所に、特別顧問を置くことができる。
- 2 特別顧問は、理事長経験者でなければならない。
- 3 特別顧問は、理事長が推薦し、総会においてこれを選任する。
- 4 特別顧問は、理事長経験を生かし、本会議所の運営に関して、 理事長の諮問に答え又は助言をすることができる。
- 5 特別顧問の任期は、第19条の規定を準用する。

6 特別顧問の解任については、第21条の規定を準用し、総会でこれを行う。

(責任の免除)

第32条 本会議所、役員の一般社団・財団法人法第111条第 1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合に は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低 責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することがで きる。

(報酬等)

第33条 本会議所の役員、直前理事長および顧問、特別顧問は 無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することが できる。

第4章総会

(種 類)

- 第34条 本会議所の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。
- 2 毎年1月に開催される定時総会をもって一般社団・財団法人 法上の定時社員総会とする。

(構 成)

- 第35条 総会は、全ての正会員をもって構成する。
- 2 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。

(権 限)

- 第36条 総会は次の事項を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
 - (2) 事業報告及び会計報告の承認
 - (3) 正会員及び賛助会員の除名
 - (4) 役員の選任及び解任
 - (5) 顧問及び特別顧問の選任及び解任
 - (6) 理事長(代表理事) 候補者の選出
 - (7) 定款の変更

- (8) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (9) 会費負担基準の決定並びに変更
- (10) 剰余金の繰越し又は積立て
- (11) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (12) 役員の報酬の額又はその規定
- (13) 合併、事業の全部または一部の譲渡
- (14) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第37条 定時総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が決議したとき
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的 たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求 が理事会にあったとき
 - (3)監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

- 第38条 総会は、理事長が招集する。ただし、すべての正会員 の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったとき は、遅滞なく請求があった日から30日以内の日を開催日とす る臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、日時、場所、会議の目的たる事項 及びその内容を記載した書面をもって、開催日の10日前まで に正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席 しない正会員が議決権を行使することができることとすると きは、14日前までに、通知を発しなければならない。
- 4 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議 長)

第39条 総会の議長は、理事長又は正会員のなかから理事長の指名した者、あるいは、理事長の指名ができないときには、互

選により選任されたものがこれにあたる。ただし、第37条第2項2号に基づく臨時総会を開催した場合は、正会員を代表して出席する者のうちからこれを選出する。

(定足数)

第40条 総会は、正会員の総議決権数の過半数の出席をもって 成立する。

(議 決)

- 第41条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項 に規定する事項及び本定款に特に定めるものを除き、出席した 正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。
- 2 第36条第11号の事業項目のうち一年間以上継続するものの決定(並びに変更含む) についての総会の議事は、第1項の規定にかかわらず、出席正会員の有する議決権数の4分の3以上の同意を必要とする。

(代理人による議決権の行使)

- 第42条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員 は、あらかじめ通知された事項について代理人をもって議決権 を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の代理人は、本会議所の正会員でなければならない。

(議決権)

第43条 正会員は、総会において、1個の議決権を有する。

(議事録)

- 第44条 総会の議事については、法令で定めるところにより、 議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員を代表する者のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。
- 3 総会の日から十年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

- 第45条 本会議所に理事会を置く。
- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を 述べなければならない。
- 4 直前理事長、顧問及び特別顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる

(権 限)

- 第46条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号 の職務を行う。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
 - (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - (3) 規程及び細則の制定、並びに変更及び廃止に関する事項
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長の選定及び解職。ただし、理事長選定にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
 - (6) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理 事に委任することはできない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款 に適合することを確保するための体制その他本会議所の業 務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
 - (6) 第32条第1項の責任の免除の締結

(種類及び開催)

- 第47条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 定例理事会は毎月1回、原則として毎月第1火曜日に開催す

る。

- 3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 第48条第2項又は第3項に定めるとき
 - (3) 第25条第2項又は第3項に定めるとき

(招集)

- 第48条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が 招集する。
- 2 理事長は、理事長以外の半数以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その日から14日以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求があった日から5日以内に、その日から14日以 内の日を開催日とする臨時理事会の招集通知が発せられない 場合には、その請求をした理事が、臨時理事会を招集すること ができる。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに、各理事、各監事、直前理事長、各顧問及び各特別顧問に対し通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の 同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催すること ができる。

(議 長)

第49条 理事会の議長は、理事長もしくは理事のうち理事長の 指名した者がこれにあたる。ただし、第25条第2項又は第3 項、もしくは、第48条第2項又は第3項の規定により招集さ れたときには、理事の互選により議長を選任する。

(定足数)

第50条 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議 決)

- 第51条 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に 加わることができない。

(議事録)

第52条 理事会の議事については、法令の定めるところにより 議事録を作成し、理事長及び監事は、これに署名押印しなけれ ばならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、 出席した理事全員及び監事がこれに署名押印する。

第 6 章 例会および室・会議・特別委員会及び委員会

(例 会)

- 第53条 本会議所は、原則として毎月1回以上例会を開く。
- 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(委員会)

- 第54条 本会議所は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために委員会を設置する。必要があるときは、室、会議、特別委員会を設置することができる。
- 2 室の構成及び運営に関する必要な事項については、総会の議 決を得て規則に定める。
- 3 会議、特別委員会、委員会の構成及び運営に関する必要な事項については、総会の議決を得て規則に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第55条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
 - (2) 入会金収入
 - (3) 会費収入
 - (4) 寄附金品

- (5) 資産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第56条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その管理の方法 は、理事会及び総会の議決による。

(経費の支弁)

第57条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

- 第58条 本会議所の事業計画、収支予算については理事長が作成し理事会の議決を得た後、毎事業年度開始の日の前日までに 総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については 理事長が作成し理事会の議決を得ならければならない。これを 変更する場合も、同様とする。
- 3 第1項及び第2項の書類については、主たる事務所に、当該 事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するも のとする。

(事業報告及び決算)

- 第59条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度 終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、 理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の 書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書 類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 貸借対照表の附属明細書
 - (5) 財産目録
- 2 前項の計算書類等については毎事業年度の経過後3ヶ月以

内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 本会議所は、法令の定めるところにより、第1項の定時総会 の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。
- 4 第1項の提出書類には、前事業年度末の会員名簿及び会員移動状況報告書を添付しなければならない。
- 5 本会議所の収支決算に差額が生じた場合は、繰り越した欠損 があるときは、その補充に充て、なお、剰余があるときは、総 会の議決を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、 又は積み立てるものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第60条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 2 本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとすると きも、前項と同じ議決を得なければならない。

(会計原則)

第61条 本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる会計 の慣例に従うものとする。

(事業年度)

第62条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同 年12月31日に終わる。

第8章管理

(事務局)

- 第63条 本会議所の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には所要の職員を置くことができる。
- 3 重要な使用人は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

(備付け帳簿及び書類)

第64条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えてお かなければならない。

- (1) 定款その他諸規則
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7)役員の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (10) 監查報告
- (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する 数値のうち重要なものを記載した書類
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に5年間備え置く ものとする。

第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

- 第65条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 第58条第1項及び第59条第1項に定めるもののほか次 の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する とともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する 数値のうち重要なものを記載した書類

(個人情報の保護)

第66条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を

期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により 別に定める。

(公告)

- 第67条 本会議所の公告は、電子公告による。
- 2 やむ得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第68条 この定款は、総会において、正会員の議決権の4分の 3以上の議決により変更することができる。
- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

- 第69条 本会議所は、総会において正会員の議決権の4分の3 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合 併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政 庁に届けなければならない。

(解 散)

第70条 本会議所は一般社団・財団法人法第148条第1号・ 第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、 総会において正会員の議決権の4分の3以上の議決により解 散することができる。

(残余財産の処分)

第71条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余 財産は総会において正会員の議決権の4分の3以上の議決に より、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国、 若しくは地方公共団体に寄付するものとする。 (清算人)

第72条 本会議所の解散に際しては、解散の日を含む年度の理 事の全員が清算人となり清算事務を処理する。

(解散後の会費の徴収)

第73条 本会議所は、解散後においても清算完了の日までは、 総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費 を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第11章 補 則

(委任)

- 第74条 この定款の実施に関して必要な事項は、次の各号に定める。
 - (1)本会議所の組織、構成及び運営に関する重要な事項については、総会の議決を得て、規約にこれを定める。
 - (2)前号以外の事項及び規約の施行に必要な事項については、 理事会の議決を得て、規程にこれを定める。
 - (3) 前二号に規定する以外の事項であって定款、規約及び規程の実施に関する事項については、理事会の定めるところにより、細則にこれを定める。

附 則

- 1. この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第12 1第1項において準用する同法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において 準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解 散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、 第62条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事

業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の代表理事は永井将明とする。

■一般社団法人銚子青年会議所運営規則

第1章 目的

第1条 定款第74条の規定にもとづき一般社団法人銚子青年 会議所運営規則(以下運営規則という)を定める。

2 本運営規則は定款に定める目的を達成するために本会議所の運営の原則を定め、その円滑化を図ることを目的とする。

第2章 役員の任務

第2条 本会議所の役員は定款に定める事項の他、次の任務を有する。

1 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、すべての事業の統括責任をもつ。
- (2)公益社団法人日本青年会議所総会、関東地区協議会、千葉ブロック協議会及び理事長会議に出席し、本会議所の有する議 決権の行使及び意見の発表を行う。
- (3) 毎月開かれる本会の委員会には事情の許す限り出席し、 所信の表明並びに会員相互の意思の疎通に努める。

2 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、 本会議所の円滑な運営のため、一体となって努力する。
- (2) 会務を分担し、各々分掌の委員会を統括して、活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整を図る。

3 専務理事

- (1) 理事長、副理事長と連絡を密にして本会議所の円滑な運営の為、一体となって努力する。
- (2)総会、理事会の開催と庶務、財務に関する事項の連絡調整を図る。
- (3) 文書、慶弔並びに関係官庁への報告及び登記に関する事項を把握処理する。
 - (4) 備品の管理。
 - (5) 事務局の統括及びその人事給与などに関する事項。
 - (6) 予算及びその執行の監督並びに決算に関する事項。
 - (7) 現金、預金の出納に関する事項。
 - (8) 会費の徴収及び資金に関する事項。
 - (9) 会計諸帳簿の記帳整理など会計事務に関する事務。
 - (10) 他に属さない庶務に関する事項。

4 理事

- (1) 理事は、本会議所の運営に関し責任を有し、各委員会に所属し、理事会との緊密な連絡に当たる。
- (2) 本会議所の目的達成のために事業を企画、検討実施し、且つその成果を確認して議事録又は報告書を理事会に提出すること。
- (3) 理事のうち2名は会計を担当する。
- 5 事務局長
 - 一般社団法人銚子青年会議所庶務規則を参照。
- 6 会計経理
 - 一般社団法人銚子青年会議所庶務規則を参照。
- 7 監事
- (1)監事は本会議所の業務及び財産状況を監査し、必要ある 時は理事長に報告書を提出しなければならない。
 - (2) 一般社団法人銚子青年会議所庶務規則を参照。
- 8 室長及び局長

室長及び局長は属する委員会活動の助言及び指導を行い、そ の委員会の円滑な運営を図る。

9 委員長及び次長

委員長及び次長は担当する委員会を掌握し、事業方針、事業 計画に基づいて、その運営をする。

第3章 例会

第3条 例会の開催は定款第53条の規定に基づき、原則として 毎月1回以上、第2火曜日の19時より21時に銚子市において 行う。但し、日時場所は理事会の議決を経て変更することが出来 る。又、日時、場所、行事の内容は理事会で議決後、例会開催予 定日の5日前までに、文書又は電磁的方法により会員に通知する。

第4条 例会の運営方法、予算については、理事会で決定する。

第5条 例会の運営には次の項目を行うことを原則とする。

- 1 開会セレモニー (15分)
- (1) 点鐘
- (2) 開会の辞
- (3) 国歌・JCソング斉唱
- (4) JCIクリード唱和
- (5) JCIミッション・JCIビジョン唱和
- (6) JC宣言朗読並びに綱領唱和

- (7) 関東地区宣言唱和
- (8) オブザーバーの紹介
- (9) 理事長挨拶
- 2 例会本題 (90分)
 - (10) 講師又は会員による講演もしくは討議 理事会、委員会の報告 会員の研究発表 討議又はゲストスピーチ その他
 - \ -4-4-
 - (11)謝辞
- 3 閉会セレモニー(15分)
 - (12) 3分間スピーチ
 - (13) 各種報告
 - (14) 出席率発表
 - (15) 監事講評
 - (16) 次同例会PR
 - (17) 若い我等斉唱
 - (18) 閉会の辞
 - (19) 点鐘

第6条 例会その他青年会議所の行事に出席する場合、バッジ及びネームプレートを着用すること。

第7条 例会の運営及び進行は各委員会の持ち回りとする。

第4章 定例理事会

第8条 定例理事会は原則として毎月第1火曜日に開催する。

第9条 委任状による出席及び議決権の行使はこれを認めない。

第10条 理事長が必要と認めた場合、正会員は理事会に出席し 発言することができる。

第11条 正会員は理事長の許可を得て理事会を傍聴することができる。

第12条 理事会の決定事項については、速やかに全会員に発表 しなければならない。 第13条 定款第52条の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければ ならない。

理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1)日時、場所(当該場所に存しない理事、監事又は会計監査 人が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)
 - (2) 出席人数。
 - (3) 定款48条における召集理由。
 - (4) 議事経過の要領及びその結果。
- (5)決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名。
 - (6) 監事の意見。報告。
 - (7) 理事会に出席した理事及び監事の氏名。
 - (8) 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称。
 - (9) 理事会の議長の氏名。

第14条 理事長の選定に係る議事録については、その理事会に 出席した理事及び監事がこれに記名押印(実印)しなければなら ない。又、押印された印鑑につき発行日から3ヶ月以内の印鑑証 明書を添付しなければならない。

第5章 出席

第15条 (1) 正会員は例会、総会、所属委員会に出席しなければならない。但し、本会議所の例会と千葉ブロック協議会、関東地区協議会、日本青年会議所の主催する会議が同一日時に開催される場合、その会議に出席した会員は本会議所の例会に、出席したとみなすことが出来る。尚、その適用は出席義務者のみとする。

- (2)前項以外に本会議所が催す会合に理事長が必要と認めた場合は、出席しなければならない。
- (3) すべての会合において、欠席、遅刻、早退する場合は必ず会員交流委員長へ届け出ること。
- (4) 下記の会合にあらかじめ届出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文章で報告しなければならない。
- 1) JCI諸会議
- 2) 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック大会
- 3) 各地の J C の認証証伝達式及び記念式典
- 4) 各地青年会議所例会

5) 千葉ブロック協議会、関東地区協議会、日本青年会議所の主 催する会議及び会合

第6章 委員会

第16条 定款第54条の規定に基づき、原則として総務、広報、 会員開発、会員交流、指導力開発、社会開発、青少年開発、経営 開発の8委員会を設置する。

第17条 委員会には委員長1名、副委員長1名及び委員若干名 を置く。

第18条 委員会は毎月1回開催する。但し、委員長が必要と認めたとき又は委員3名以上が目的を明示して開催を請求したときは臨時委員会を開催する。

- 第19条 (1)委員長は委員会の開催を担当副理事長に通知し、 報告書を担当副理事長を経て理事長に提出する。
- (2)委員長は委員会を統括し適正なる委員会活動を行うように運営していくとともに理事会に報告する。
- (3)委員長は例会欠席連続3回に及ぶ会員を訪問しその結果を理事会に報告しなければならない。

第20条 各委員会の職務分掌は、次のとおりとする。

- 1 総務委員会
 - (1) 事務局及び財務の管理
 - (2)総会、理事会の開催に関する件
 - (3) 会費の徴収並びに納入向上に関する件
 - (4) 会員名簿の完備
 - (5) 褒賞、表彰、慶弔に関する件
- (6) 事業計画書、事業報告書、収支予算書、決算書等の総会 議案書作成
 - (7) 定款・諸規定・諸規則に関する事
 - (8) 物品備品の保管、管理に関する事
 - (9) 各委員会の連絡調整事務
 - (10) ホームページ・メーリングリストの管理
- (11)関係団体との連絡会議に関する事及びその他各委員会 に属さない事項
- 2 広報委員会
 - (1) 会報の編集並びに発行

- (2) 日本青年会議所及び会員会議所との情報交換
- (3) 青年会議所活動の対外的PR及び報道関係への連絡
- (4) その他広報活動に関する事
- 3 会員開発委員会
 - (1) 会員の入会に関する事
 - (2) 新入会員のオリエンテーションに関する事
 - (3) 会員個々の意識開発に関する事
- 4 会員交流委員会
 - (1) 例会の開催に関する事
 - (2) 会員の休・退会に関する事
 - (3) 出席率向上に関する事
 - (4) 会員相互の親睦と友情に関する事
 - (5) 各地会員会議所との交流、交歓
 - (6) 家族会の開催など、会員家族間の親睦を図る事
 - (7) 各種会合への参加奨励
- 5 指導力開発委員会
 - (1) 自己啓発、会員訓練に関する事
 - (2) 議事法及び実践指導力の徹底
 - (3) 指導者理念の研究とその実践に関する事
 - (4) 指導力開発プログラムの研究とその実践に関する事
- 6 社会開発委員会
 - (1) 社会開発計画に関する事
 - (2) 地域社会と地方自治に関する事
 - (3) 社会福祉に関する事
 - (4) 交通、公害問題に関する事
 - (5) 国家、社会問題に関する事
 - (6) 生涯学習に関する事
 - (7) 国際交流並びに地域国際化に関する事
- 7 青少年開発委員会
 - (1) 青少年健全育成に関する事
 - (2) 青少年教育に関する事
 - (3) 勤労青少年に関する事
- 8 経営開発委員会
 - (1)経営者開発に関する諸問題の研究
 - (2) 経済問題に関する研究及び調査
 - (3) 地域経済の活動促進に関する事
 - (4)経済団体との交流
 - (5) 経営者理念の研究開発とその実践に関する事

第7章 褒賞

第21条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人及び委員会に対して理事会の決定により行う。尚褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。詳細は一般社団法人銚子青年会議所褒賞規則を参照。

第8章 細則

第22条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議を以て定める。

附即

本規定は昭和50年 1月 8日より施行する。

昭和5	0年	3月	4 日	一部改正
昭和5	1年	9月	7 日	一部改正
昭和5	3年	1月2	2 目	一部改正
昭和5	6年	1月2	9 目	一部改正
昭和6	1年	9月	2 目	一部改正
平成	2年	9月2	3 目	一部改正
平成	9年1	2月	2 目	一部改正
平成1	5年1	2月	2 目	一部改正
平成1	7年1	2月	6 日	一部改正
平成2	2年1	2月	7 日	一部改正
平成2	6年1	2月	2 目	一部改正

■一般社団法人銚子青年会議所会員資格規則

第1章 目的

第1条 定款第74条の規定にもとづき一般社団法人銚子青年会議所会員資格規則(以下会員資格規則という)を定める。

2 本会員資格規則は、本会議所会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を明確にすることを目的とする。

第2章 入会

第2条 入会を希望する者は正会員2名の推薦を受け、推薦者に 身分を証明できるものを提示し、入会申込書、誓約書、所定の履 歴書、写真及び住民票謄本を、外国人に関しては、外国人登録済 証明書を、会員拡大担当委員長に提出しなければならない。なお、 身分を証明できるものとは、運転免許証・パスポート・健康保険 証などとする。

- 第3条 前条の推薦者の資格は次の各号の通りとする。
- (1)入会後1ヵ年以上経過している者
- (2)被推薦者に対して1ヵ年間の義務履行の連帯保証をできる 者
- 第4条 入会希望者は、理事長の承認を得て、例会を見学することができる。
- 第5条 理事会で入会が認められ、かつ入会金、会費等の納入が 完了した場合に正会員となる。
- 第6条 入会後4ヶ月以内に、会員開発に関する委員会の主管する所定の新入会員セミナーを受講する。

第3章 会費及び入会金

第8条 一般社団法人銚子青年会議所の入会金及び会費は次の 通りとする。

入会金	正会員	20,000円
会 費	正会員	96,000 円
	特別会員	40,000 円
	替助会員	15,000 円

但し、入会時の会費については、入会月により下表のとおり会費を納める。また企業や団体より出向しているメンバーが、転勤や卒業などの理由により6ヶ月以内に変更となる場合、入会金は免除とする。

入会月	1月	正会員は	96,000円
	2月	正会員は	88,000円
	3月	正会員は	80,000円
	4月	正会員は	72,000 円
	5月	正会員は	64,000円
	6月	正会員は	56,000円
	7月	正会員は	48,000円
	8月	正会員は	40,000円
	9月	正会員は	32,000円
	10月	正会員は	24,000円
	11月	正会員は	16,000円

第4章 会費の納入

第9条 会費は1月31日、6月30日までに各半期分納入しなければならない。但し、事情により、理事会の承認を得て分納することが出来る。

第10条 新入会員の会費及び入会金は、入会の承認を受けた理事会後、例会出席時の前までに会計に納入する。

第11条 定款第12条及び第15条第1項第3号に関し、入会 1年未満の会員の会費等未納金については、入会推薦者の連帯責 任とする。

第12条 会費以外の会員負担金の取扱いは理事会の定めると ころによる。

第5章 会員資格の喪失

第13条 定款第15条に定める行為があった時は、会員交流委員会が実情を調査して理事会に報告する。

第14条 財政局は毎年2月1日、7月1日に年会費の納入状況を調査し、年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は14日以内に納入するよう督促しなければならない。又、この旨を理事会に報告しなければならない。督促にもかかわらず、未納会員が会費を納入しなかった場合には、理事会は、その議決をもって総会において除名となる議案を提出しなければならない。

第15条 例会及び委員会に対して何らの連絡もなく、欠席が連続3回に及んだ会員の所属委員長は、会員に対して勧告を行ない 勧告後1ヵ月以内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合は理事会に報告する。報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会させる。

第16条 一般社団法人銚子青年会議所定款第15条第1項第1 号及び第4号により会員を除名する場合には、総会は本人に対して弁明の機会を与えなければならない。

第6章 休会

第17条 病気その他止むを得ない理由で、半期以上の休会を必要とする者は会員交流委員長宛に休会願(様式6)を提出する。 会員交流委員長はこれを理事会に上程し、理事会の承認を得て休会することができる。 但し、原則として休会期間はその年度中とする。

第18条 休会中の会費は半額とし、その他個人負担金を一切免除する。

但し、正会員としての権利の行使は停止される。

第19条 休会より復帰しようとする者は復帰届を会員交流委員長を経て理事長に提出しなければならない。

会員交流委員長は理事会及び例会においてそのむね報告する 事とする。

第20条 休会の期間の延長を望む者は、新たに休会願を会員交流委員長に提出しなければならない。又、その連続休会期間は2ヶ年度を限度とする。

第7章 退会

第21条 定款第12条により本会議所の行事に携わる事の不可能な会員は退会を申し出ることが出来る。

第22条 退会願(様式7)の審議及び承認は退会願の提出された直後の理事会で行うものとする。退会願が承認された場合退会確定の日は退会願提出日とする。退会願は理事長に限り発行することができる。

第8章 特別会員

第23条 制限年齢の年度末まで正会員であった者で、特別会員 を希望するものは、特別会員となることが出来る。

第24条 特別会員は、本会議所のあらゆる会合に実費有償で参加出来る。但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

第25条 特別会員を希望する者は、特別会員となった事業年度の1月31日までに終身会費をOB会へ納入しなければならない。

第26条 終身会費の納入をもって、特別会員の資格を取得する。

第9章 賛助会員

第27条 賛助会員は総会、例会その他青年会議所の行なう行事 に出席することが出来る。但し、議決権を有しない。

第28条 賛助会員は毎年理事会において定められた期日まで に会費を納入しなければならない。

第29条 当該年度中に会費を納入しないときは、賛助会員の資

格を喪失する。

第30条 賛助会員は入会金を徴収しない。

第31条 賛助会員には賛助会員入会認証書を発行する。ただし、 当会議所のバッジ及びネームプレートは交付しない。

附則

この規定は昭和50年1月8日より施行する。

昭和50年3月4日 一部改正 昭和51年9月7日 一部改正 昭和53年4月4日 一部改正 昭和54年11月6日 一部改正 昭和61年9月2日 一部改正 平成11年1月12日 一部改正 平成15年9月9日 一部改正 平成16年5月6日 一部改正 平成20年8月5日 一部改正 平成26年12月2日 一部改正 平成29年8月1日 一部改正 平成29年8月1日 一部撤廃

申し合せ事項

- 1. 本規則第6条により新入会員の入会認証書及び会員バッチが 伝達される際は次の要領による。
- (1) 新入会員は推薦者の紹介を受けた後、綱領(様式1)を朗読し、理事長より入会認承書(様式1)及び会員バッチが伝達される。
 - (2) 会員開発委員長より所属委員会を発表する。

■一般社団法人銚子青年会議所庶務規則

第1章 目的

第1条 定款第74条の規定にもとづき一般社団法人銚子青年 会議所庶務規則(以下庶務規則という)を定める

第2章 事務局

第2条 事務局は銚子商工会館内に置く。

第3条 事務局には事務局長を置き、事務局長は事務局の統括、 管理にあたる。

第4条 総会及び理事会の議事録は事務局長が之を作成し事務 局に備え付けるものとする。

第5条 事務局は、事業年度毎に次の分類に従い文章等を整理、 保存しなければならない。

(1)本会議所の定款並びに諸規定

永久保存

(2)総会及び理事会の議事録

永久保存 5年間保

(3)本会議所の内部文章綴

存 (4)日本青年会議所及び他青年会議所関係の文章綴 1年間保

(5)本会議所会報綴

1年間保

存

存

(6)前項に属さない文章

1年間保

存

第3章 会計経理

第6条 本会議所の会計に用いる諸帳簿は次の通りとする。

- (1) 帳簿(総勘定元帳、現預金出納帳、会費徵収簿)
- (2)決算書類及諸表(収支決算書、正味財産増減計算書とその 内訳表、貸借対照表、財産目録及び付属明細書、事業報告書、監 香報告書等)

第7条 金銭の出納は会計担当理事が責任管理し、次のものを揃 えて期日順に整理するものとし、入金した現金及び小切手は当日 中に銀行へ預け入れ、手許の現金は、事務局の小口資金を含め 10,000 円を超えてはならない。

- (1) 収入については発行した領収書控
- (2) 支出については受領した領収書
- (3)領収書徴収不能のものについては受領不能理由を記載した 支払証明書

第8条 出納はつとめて銀行の普通預金口座によって処理し口 座名義は理事長とし理事長印を使用する。

第9条 予算の執行は担当委員長の権限とする。執行にあたって は計画を綿密にたて冗費をはぶき効果的に運用することに努め 単位事業が完了したときは、2ヶ月以内に事業報告書、決算報告 書及び関係書類を揃え理事会に提出し承認を得なければならな 11

第10条 日常の経費に充てるため、小口現金を事務局に届けた

り、或いは事業活動の資金として予算の一部を担当理事に前渡し することは差しさえない。

第11条 決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し、 仮払金、仮受金等は原則として夫々担当する科目に振替え、関係 帳簿を照合且つ整理し、銀行預金、残高証明等書類をそろえ、速 やかに定款に定める決算書類を作成しなければならない。

第12条 理事会は理事長により提出された決算書類を審議し、 監事の監査を受けなければならない。

- (1) 帳簿、書類、伝票及び証憑書類の照合
- (2) 現金及び証憑書類の整理保存の状況
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) その他の会計監査上必要な事項
- 第13条 会計諸帳簿は次の区分に従い保存するものとする。
 - (1) 決算書類

永久保存

(2) その他の会計書類

5年間保存

第4章 監事

(監事の権限)

第14条 監事は理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は監事設置一般社団法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は予算執行の状況を監査するとともに次の事項を監査 し総会に報告しなければならない。このため必要な書類等の提出 又は説明を理事会に求めることができる。

(業務監査)

第15条

- (1)業務の執行が、定款、事業計画書その他の法令に適合して いるかどうか。
- (2) 理事の職務遂行に関し、不正行為または法令その他の規定に違反する重大な事実がないかどうか。
 - (3) 公益性のある事業が執行されているかどうか。

(会計監査)

第16条 提出書類等

(1) 収支計算書・収支計算書内訳表・正味財産増減計算書・正

味財産増減計算書内訳表・貸借対照表・財産目録及び付属明細書・委員会事業決算報告書

- (2) 現金 (預金) 出納帳、及び (総勘定) 元帳
- (3) 普通及び定期預金通帳(委員会分も含む・解約して解約利息を計上のこと)
 - (4) 領収書(または支払証明書)
 - (5) 発行した領収書の控え
 - (6) その他会計監査に必要な書類

(監査事項チェックリスト)

第17条 収入項目

- (1)事業毎の登録料等の収入金額と領収書の控が一致しているか
- (2)外部からの広告料収入、寄附金収入等がある場合、適切な 処理がされているか。
 - (3) 本会計からの事業収入がもれなく記帳されているか。
 - (4) 本会計において会費収入の未収状況を把握しているか。
- (5)預金の受取利息が計上されているか、(源泉税)非課税の扱いになっているか。
- 2 支出項目
- (1)各々の支出の事実について、請求書・領収書等により確認できるか。
- (2)領収書・請求書等については日付、金額、但し書、受領印、 支払人名が明記されており、かつ支出の内容が確認できるもので あるか。
- (3)各々の支出は事業目的に適合するものであるか、またその 金額が妥当なものであるか。
- (4)講師等への諸謝金に対する内訳、領収書はそろっているか。 また源泉徴収がされているか。
- (5)源泉徴収税額は支払日の翌月10日までに納付されているか。
- (6)講師講演依頼承諾書に契約金額にあった、収入印紙の貼付け、捺印、消印処理がされているか。
- 3 残高項目
- (1) 元帳残高との突合。
- (2) 預金について通帳との突合。
- (3) 未収金・未払金の金額の妥当性を確かめる。
- (4) 仮払金・仮受金の勘定分析。
- 4 その他・計算書類等
- (1)予算金額と決算金額との比較及び差異分析。

- (2) 勘定科目が適切に使用されているか。
- (3) 元帳残高と計算書類の金額が一致しているか。
- (4) その他必要と認めた監査事項。

第5章 慶弔

- 第18条 会員の慶弔に関する規定は次の通りとする。
- (1)正会員の結婚-5,000円の範囲内において祝品又は祝金を贈る。
 - (2) 正会員の子女の誕生(入会後初めての子女に限る)
- -3,000円の範囲内において祝品または祝金を贈る。
- (3)正会員の配偶者又は実父母子の死亡-10,000円の範囲内において生花、花輪又は香典。
- (4)正会員の病気療養-3,000円の範囲内において見舞品を贈る。
- (5) 正会員の死亡-10,000円の範囲内において生花、花輪 又は香典。
- (6)特別会員の死亡-10,000円の範囲内において生花、花輪又は香典。
- (7) その他の事項に関しては理事会において決定する。
- 第19条 慶弔の担当は、会員より報告を受け総務・財政局がこれに当り、又会員に連絡をしなければならない。(別紙、葬儀通知の出し方を参照)

第6章 旅費規定

第20条 本会議所を代表して出張する会員は、理事会の承認を 得て旅費を受けることができる。

第21条 旅費は交通費、通信費、会議費、日当、登録料の5種 とする。

- (1) 交通費 JR普通旅客運賃の50%。
- (2) 通信費 出張中職務のために要した通信料。
- (3) 会議費 会議のために要した費用。
- (4)登録料 懇親会費及び各種¥大会認証等の登録料は原則と して本人負担とする。

第22条 関東地区会員大会、全国会員大会に出席のための出張 については第21条、第22条を適用しない。

第23条 前条の規定にかかわらず、特別事由あるときは理事会の承認により増減することができる。

第24条 本規則による旅費を請求しようとするものは、別に定

める出張報告書および請求書を理事会に提出しなければならない。

第7章 印鑑

第25条 印鑑は次の5種とし、当該年度の責任者が保管する。

- (1) 理事長印(印鑑カード) 1個(理事長保管)
- (2)銀行印1個(会計理事保管)
- (3) 角印1個(事務局長保管)
- (4) Xスタンパー2個(事務局長1個、会計理事1個保管)
- (5)理事長個人名印1個(専務理事保管)これは毎年購入する。

附則

本規定は昭和50年1月8日より施行する。

昭和50年3月4日 一部改正 昭和53年4月4日 一部改正 平成8年12月3日 一部改正 平成26年12月2日 一部改正

■一般社団法人銚子青年会議所役員選任の方法に関する規則

第1章 目的

第1条 定款第18条第1項及び74条の規程にもとづき一般 社団法人銚子青年会議所役員選任の方法に関する規則(以下役員 選任の方法に関する規則という)を定める。

2 本役員選任の方法に関する規則は役員選任に関する手続きを明確にすることを目的とする。

(選出方法)

第2条 次年度理事長候補者は、選挙の方法により候補者を選出 し、総会決議を経て理事長候補者となる。

(選定方法)

第3条 理事長は、当該年度の理事会決議にて選定される。

第2章 理事長候補者選挙

(選挙権)

第4条 本会議所の正会員は全て理事長被選挙権及び各自1個の選挙権を有する。但し、選挙人名簿確定の日までに当年度の会費を納入していない正会員はこれを有しない。

(被選挙権)

第5条 本年度理事又は理事経験者で、会費を完納した者は被選 挙権を有する。

(理事長候補者選挙管理委員会)

第6条 本会議所は毎年5月末日までに次年度理事長候補者選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会(以下「管理委員会」と称する)を設ける。

第7条 管理委員会は次の基準に基づいて理事会が選考し、理事 長が任命する。

- (1) 理事長
- (2) 理事の中から3名以内
- (3) 前号以外の正会員の中から3名以内

第8条 管理委員の任命後直ちに理事長は管理委員長1名を互 選せしめ、以降委員長が管理委員会を開催する。

管理委員は入会後1年以上を経過したものとし、役員選任に関する事項については秘密保持を厳守する。

第9条 管理委員長は6月10日までに理事長被選挙権を有する者に対して立候補手続を記載した文章を発送するか、又は例会で発表しなければならない。

第10条 管理委員長は前条の文章発送日までに選挙人名簿を 作成する。

第11条 理事長被選挙権を有する者が立候補を行なう場合に は、選挙権を有する2名以上の会員の推薦を必要とする。

- 2 立候補の届出は6月30日までに文章で事務局を経て管理 委員会に対して行なうものとする。
- 3 届出の書類は以下を提出する。
- (1) 立候補届(署名、捺印)
- (2)推薦書x2通(署名、捺印)
- (3) 経歴書(JC歴、出向歴、例会出席率)
- (4) 身分証明書
- (5) 立候補意見書

第12条 管理委員会は立候補者の審査を行い、その資格が正しければ7月15日までに立候補者の氏名、投票日、投票場所を正会員に告示せねばならない。

第13条 立候補者全員についての資格の欠如のある場合、もし

くは立候補者皆無の場合、管理委員会は、その旨理事長に報告し、 理事会は直ちに理事長候補者選考委員会を設置する。

第14条 投票は管理委員会所定の用紙を用いて7月末日まで に本会議所事務局において行なう事を原則とする。

但し、候補者1名のみの場合は無投票当選とし、管理委員会は 告示とともにその旨を会員に通知せねばならない。

第15条 投票日に投票を行なう事が不可能な事情にある正会 員は、投票日以前に所定事項を記入した投票用紙を密封したうえ で、事務局を経て管理委員長宛提出せねばならない。

代理人による委任投票ならびに郵送による投票は認めない。 第16条 開票は選挙立会人2名の出席を得て行なうものとする。

立会人は管理委員会において指名する。

第17条 当選人が確定した時、管理委員長はその直後開かれる 理事会並びに総会に報告し承認を得なければならない。

第18条 前条の総会に対する当選人報告承認によって管理委員会の任務は終了する。

(理事長候補者選考委員会)

第19条 理事長候補者選考委員会は次の基準に基づいて理事 会が選出する。

- (1) 理事長
- (2) 理事の中から5名以内
- (3) 前号以外の正会員の中から5名以内
- 2 選考委員に欠員が生じた場合は、直ちに理事会の承認を経て選考委員長が本条の基準に基づいて補充する。

第3章 事務局長

第20条 事務局長は次期理事長が推薦し、理事会の承認を得なければならない。

第4章 会計理事

第21条 2名の会計理事は次期理事長が推薦し、理事会の承認 を得なければならない。

第5章 監事

第22条 監事は次期理事長が推薦し、総会の承認を得なければ

ならない。

第6章 通知・報告・承認

第23条 選任の理事長は、本規則の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第24条 現任の理事長は、当該年度中に開催される総会において、選任せられた次年度の役員を改めて報告するとともに役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第7章 役員の補充選挙

第25条 本規則によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときには、当該年度理事長が正会員の中より指名によって選出し補充する。

2 現在の理事長は役員の補充選任が行なわれた以後の最初の総会に於いて役員の選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第8章 細則

第26条 この規則の定めるものの外、役員の選出に関して必要な事項は理事会の承認を得て定めることが出来る。

附則

この規則は昭和50年1月8日より施行する。

昭和50年3月4日 一部改正 平成20年10月7日 一部改正 平成26年12月2日 一部改正

■一般社団法人銚子青年会議所褒賞規程

第1章 目的

第1条 本規則は、青年会議所運動の発展と昂揚を図り、青年会議所運動に貢献した個人又は委員会を褒賞及び表彰(以下褒賞という) することを目的とする。

第2章 担当委員会

第2条 褒賞の担当委員会の構成員は、副理事長、専務理事とし、 理事会において定める。

- 2 前項の場合において、理事会の決議をもって、褒賞の担当委員会について特別の委員会を設置することができる。
- 3 褒賞委員会の委員長は、専務理事とする。

第3章 褒賞の時期

- 第3条 褒賞の時期は、担当委員会が定める。
- 2 前項の定めは、理事会の承認を受けなければならない。

第4章 褒賞の種類

- 第4条 褒賞の種類は次のとおりとする。
 - (1) 最優秀委員会賞
 - (2) 最優秀 I A Y C E E 賞
 - (3) 優秀 JAYCEE賞
 - (4) 新人賞(対象者は前年度入会者)
 - (5) 皆勤賞
 - (6) 功労賞
 - (7) その他
- 2 担当委員会は、必要に応じて前項以外の他の褒賞を定めることができる。
- 3 前項に随い、他の褒賞を定めた場合には、その他の褒賞について理事会の承認をうけなければならない。

第5章 褒賞の内容

第5条 褒賞を受けた個人又は委員会には、賞品を贈る。

- 2 担当委員会は、必要に応じて前項の賞品以外に他の記念品を贈ることを定めることができる。
- 3 前項に随い、他の記念品を贈ることを定めた場合には予算の 範囲を超えてはならない。

第6章 審査及び決定

第6条 審査員は、理事長、直前理事長、監事、顧問とする。

- 2 審査員は担当副理事長、専務理事の報告を考慮し、公正、誠 実に審査を行わなければならない。
- 3 授賞式について褒賞受賞者への授与は、12月例会にて表彰 式を行う。
- 4 褒賞受賞者は翌年度の総会資料に掲示する。

第7章 審査基準

第7条 委員会賞は下記5項目の評価基準を定義する。

- (1) 達成度: 理事長所信、事業方針、事業目的を実現できたかどうか。
- (2)会員拡大:会員拡大への結びつき、オブザーバー出席への 努力はどうか。
- (3) 社会的影響度:事業を実施する事で、実際に公益を増進させられたかどうか。

※管理運営上の事務等、社会に直接的な影響を及ぼさないものであっても、公益的な事業の実施を支えるものならば、社会的 影響があるものとして評価する。

- (4)内部影響度:今後のJC運動を強化するための成果があったかどうか。
- (5)発展性:主に公益性の観点から、その事業を継続して実施する意義があるか否か。
- 2 個人賞の定義
- (1)事業内容、事業方針に沿った事業の目的と達成、企画、経 過、結果、出席点数
- (2)目的達成に著しい功績があると認められる優秀な活動をなした個人。
- (3)年間を通じ総会、例会、事業等の出席率が著しく良好と認められる個人。但し委任状での出席は含まない。
- (4)年間を通じJCI、(公社)日本青年会議所、の事業、式 典等の出席率が著しく良好と認められる個人。
- (5)新入会員の推薦や、オブザーバーの紹介により会員拡大に著しい協力があると認められた個人。
- (6) その他褒賞を相当と認める事由がある個人。
- 3 理事長、直前理事長、監事、顧問は審査から除外とする。

■一般社団法人銚子青年会議所周年事業積立金規則

第1章 目的

第1条 本規則は、一般社団法人銚子青年会議所が周年事業として、積立金の取得に充てるために保有する資金の規則(以下積立金規則という)を定める。

2 本積立金規則は、本会議所積立金運営の原則を定め、その適正化を図ることを目的とする。

第2章 収入

第2条 本積立金の収入は、次に掲げるものとする。

- (1) 入会金
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

第3章 支出

第3条 本積立金の支出は、次に掲げるものとし、総会の承認を 得なければならない。

- (1) 周年事業
- (2) その他の特別な支出

第4章 管理

第4条 積立金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定 財産として、その資金と明確に区分して管理する。

- 2 前項の財産は、その財産の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、理事 長は、取り崩しが必要な理由を付して総会に付議し、その決議を 得なければならない。

第5章 補則

第5条 本積立金の運営に関して、本積立金規則に定めのない事項については、一般社団法人銚子青年会議所定款及び諸規定を準用する。

附削

この規則は、平成10年5月6日より施行する。 平成26年12月2日 一部改正